

『カインの印』について

長谷川順旨さん（下関市）の質問

これを「論理的矛盾」と言っているのかどうか、少々心許ないのですが・・・。

先生は「なぜ殺してはならないのか」という問いに対して、「法が禁止するから」と答えておられます（212頁）。しかしこの答えは曖昧です。なぜなら先生は、法という言葉を一義的に用いておられるからです。仮にそれを「現実の法」「理想の法」と呼ぶことにしましょう。

現実の法について、先生はこのように書いておられます。「自分が殺されることを考えたら、あらかじめ悪人は殺しておかなければならない、というのが法の論理ではなかったらどうか」（7頁）。「なぜ殺してはならないのか。法が禁止するからである。（中略）殺すのが人間の自由ならば、法によって禁止するのも人間の自由だからである。法は多数者が自由に決めたことであり、法の禁止命令に従わない者を罰するのも、あるいは殺すのも多数者の自由である」（212頁）。

一方、理想の法については、このように書いておられます。「復讐の権限は神にゆだね、人間は、復讐なき法の支配に服さねばならないというのが、この（カインの）印の意味するところと言わねばならない」（220頁）。「多数者がその『正義』にもとづいて殺しを禁じていながら、一方では殺しを許すという、その復讐の正当性を誰が証明するのであろう」（222-3頁）。「なぜ殺してはならないのか。法が禁止するからである。このことは正しい。しかし、それは少なくとも、あらゆる殺しの禁止を含むものでなければならない。たとえ悪人への報復であってもである。（中略）そして、その法の根底には愛がなければならない」（243頁）。

先生の論述から、二つの法の大まかな違いが分かります。すなわち、理想の法があらゆる殺人を禁止しているのに対して、現実の法は自己防衛的殺人を容認している、ということです。

では、先生が「なぜ殺してはならないのか。法が禁止するからである」と言われるとき、この「法」は一体どちらの意味の法のことなのでしょう。

現実の法のことでしょうか。しかしそれはありえません。なぜなら、現実の法はあらゆる殺人を禁止しているわけではないからです。したがって質問者は、そのような答えに納得しないでしょう。

では理想の法のことでしょうか。しかしそれもありません。なぜなら、理想の法であるということは、いまだ効力を持っていないということだからです。質問者はやはり、そのような答えに納得しないでしょう。

もちろん現実の法は実際に、大半の殺人を禁止しています。その意味では「法が禁止するから」という回答は正しいと思います。しかし人はそもそもなぜ、「なぜ人を殺してはいけないのか」と問うのでしょうか。許される殺人がある、と感じているからではないのでしょうか。少なくとも、もし私が質問者なら、そうです。

あらゆる殺人の是非を問いたいのではなく、現実の法が容認している、自己防衛的殺人の是非を問おうとしているのです。殺人がいけないのは分かる。しかし自分が殺されそうなときに、自分の

身を守るために相手を殺すのは、いけないことなのか。どのような正当性がある、そのような殺人を禁止するのか。そして法には、そのような正当性——禁止を正当化する理由——はどうやらなさそうです。それはすでに上に述べた通りです。

もちろん私は、そのような自己防衛的殺人も、最終的には禁じられるべきだと思っています。なぜなら、いったんそれを認めてしまうと、結局はあらゆる殺人が肯定されてしまうからです。自分の身を守るために、「危険に思った」という理由だけで、相手を殺すことになるでしょう。また自分の身を守るために、第三者を殺すことにもなるでしょう。それが許されると、許されない殺人はなくなってしまいます。あらゆる戦争や侵略や虐殺が、防衛の名の下に遂行されるのを、だれも止められなくなってしまいます。

しかし自己防衛的殺人を禁じる権威は、果たしてどこかにあり得るでしょうか。おそらくそのためには、法（＝多数者の意志）以上の権威が必要になります。そしてそれはもはや、「絶対者たる神」か「万人に遍在する良心」しかありえませんが、しかし、デカルトの証明でさえ万人を納得させることができなかつたのに、これ以上どのような証明があり得るでしょうか。・・・私には分かりません。

著者は答える

長谷川さんのご意見は、私が法という言葉を一義的に用いており、矛盾があるというものだと思います。しかし、私は法という言葉を決して二義的には使っていませんし、ましてや「現実の法」と「理想の法」などという区別をしたこともありません。

法はすべて現実的なものであり、「理想の法」などというものはこの世に存在しません。どこかに有れば——たとえば誰かの頭の中にでも有れば——、人類はとっくに救われていたでしょう。こんな本を書く必要もなかつたのです。

「神の法」があるとしても、人間にはそれを知ることができません。それが原罪を負った人間の運命として聖書に描かれているのです。イエス・キリストはその「神の法」を人間に伝えるという役目を負っていますが、人間はイエスを通してそれを知るのではなく、ただ信じるしかないというのが聖書の教えです。ゆえに聖書は認識を求めているのではなく、信仰を求めていると言えます。

長谷川さんが「理想の法」としてあげている個所について言えば、私は「カインの印」の意味を聖書に即して解釈しているだけで、それが「理想の法」だと主張しているわけではありません。

また、「法の根底には愛がなければならない」というのはイエスの答えであり、それはもはや法の概念からは出てこない次元での啓示的な意味にほかなりません。信仰者はこのような法を想定し、信じ、「理想」とすることはできても、それが存在すると結論することはできないのです。つまり、信仰のない者をそれによって説得することはできません。「そんなもの存在しないよ」と言われたらおしまいです。

それでは人間が全体としてどうやって生きるかということになりますが、ルールとしての法に従うしかないのです。ちょうど我々がルールに従って野球をするように。「隠し球」がいくら汚いといっても、ルールが許すかぎりそれは正当化されます。

なぜなら、それは多数者の自由意志による決定だからです。これが法の根拠であり、また限界と

も言えるでしょう。しかし、あらゆる人間を律するにはこのような法しかありません。法は、法に納得しない者をも沈黙させる強権なのです。

そのような法の限界を超え、法に真の意味を与えるものとして、信仰の可能性を考えているのが本書の最後の部分ですが、これはデカルト的な証明によって出てくる論理ではなく、あくまで信仰の論理なのです。

あなたのご質問についての個別的な検討はまだ充分とは言えませんが、あまり答えが遅れてはならないので、まずは大づかみに答えておくことにしましょう。いずれにせよ、第四章をもう一度読んで、よく考えてみてください。そこにすべての答えが見いだせるはずですよ。

[2005/12/02 biwaco]